

## 消防団の組織概要

会和7年4日1日租在

				ד	<u> 741/年4月   口現住</u>
都道府県名	東京都	所在地	〒100−0601		
市町村名	神津島村		東京都神津島村字金長		
消防団事務所管	神津島村空港消防所	電話番号(直通)	04992-8-1314	FAX	04992-8-1714
消防団名	神津島村消防団	メールアドレス	shoubou@vill.k	<u>kouzush</u>	ima.tokyo.jp

	ウント	
組織 方面隊数 0 隊   所数 0 部別   班数 20 班   条例定数 210 人   実員数 138 人   男性団員数 129 人   女性団員数 9 人   大規模災害団員数 0 人   その他の機能別団員数 0 人   地方公務員 30 人   地方公務員 30 人   特殊法人等公務員に準ずる職員 0 人   特殊法人等公務員に準ずる職員 0 人   機協職員 0 人   郵政職員 5 人   その他 103 人	力事例・	
おおか	力事例・	
班数   20   班		
	r.	
実員数 138 人   男性団員数 129 人   女性団員数 9 人   基本団員数 138 人   大規模災害団員数 0 人   での他の機能別団員数 0 人   地方公務員 30 人   地方公務員 30 人   特殊法人等公務員に準ずる職員 0 人   特殊法人等公務員に準ずる職員 0 人   基協職員 0 人   郵政職員 5 人   その他 103 人		
団員		
団員数 9   基本団員数 138   大規模災害団員数 0   その他の機能別団員数 0   国家公務員 0   地方公務員 30   本道府県職員 0   市区町村等職員 30   特殊法人等公務員に準ずる職員 0   機協職員 0   基協職員 0   その他 103		
員数   9   人     基本団員数   138   人     大規模災害団員数   0   人     その他の機能別団員数   0   人     国家公務員   0   人     地方公務員   30   人     都道府県職員   0   人     特殊法人等公務員に準ずる職員   0   人     野政職員   5   人     その他   103   人		
基本団員数 138 人   大規模災害団員数 0 人   その他の機能別団員数 0 人   国家公務員 0 人   地方公務員 30 人   都道府県職員 0 人   市区町村等職員 30 人   特殊法人等公務員に準ずる職員 0 人   基協職員 0 人   郵政職員 5 人   その他 103 人		
その他の機能別団員数   0   人     国家公務員   0   人     地方公務員   30   人     都道府県職員   0   人     市区町村等職員   30   人     特殊法人等公務員に準ずる職員   0   人     郵政職員   5   人     その他   103   人		
国家公務員 0 人   地方公務員 30 人   構成 特殊法人等公務員に準ずる職員 0 人   特殊法人等公務員に準ずる職員 0 人   豊協職員 0 人   郵政職員 5 人   その他 103 人	毎年12月 0分の3時 防 <i>0</i>	
地方公務員   30		
地方公務員 30 人   職業構成 特殊法人等公務員に準ずる職員 30 人   特殊法人等公務員に準ずる職員 0 人   農協職員 0 人   郵政職員 5 人   その他 103 人		
別団員数 特殊法人等公務員に準ずる職員 0 人   農協職員 0 人   郵政職員 5 人   その他 103 人		
別団員数 特殊法人等公務員に準ずる職員 0 人   農協職員 0 人   郵政職員 5 人   その他 103 人		
団員		
数 郵政職員 5 人 その他 103 人		
郵政職員 5 人   その他 103 人		
英国治院式のプロ動車		
日 世 月 世 月 世 月 世 月 日 日 世 月 日 日 日 日 日 日 日		
水槽付消防ポンプ自動車 1 台		
ポート		
プサンサークリー・アンプ(車両に積載していないもの) 2 台	-	
プカ 手引き動力ポンプ 0 台		
年 報酬額(階級:団員) 年額 36,500 円		
報 (参考)交付税単価(階級:団員) 年額 36,500 円		
出 火災 8,000 円 動		
報酬 風水害等の災害 8,000 円		

毎年12月から翌年2月までの午後8時30分から午後11時3 0分の3時間にわたり、団員による村内の巡回を行い、火災予 防の取組として夜間警戒態勢を実施している。

<sup>※1:「</sup>消防団の組織概要等の調査」による。

<sup>※2:「</sup>午額報酬」「出動報酬」の額は、令和7年4月1日現在の条例で定める額。 「出動報酬」については、日額で定めがある場合は最大額を記載。一方、日額で定めていない場合は8時間の出動に換算した額を記載。 定めがない場合又は年額支給の場合には「一」と記載。

<sup>※3:</sup>詳しくは、各市町村等のホームページ等を参照。